

令和5年度金沢市議会 6月定例月議会

請願・陳情文書表

目 次

- | | |
|------------------------|---|
| 1 新たに受理した請願（1件）・陳情（3件） | 1 |
|------------------------|---|

1 新たに受理した請願（1件）・陳情（3件）

| 番号 | 請願件名 | 請願人 | 紹介議員 | 受理年月日 |
|-------------|--|--|------|--------|
| | 請願要旨 | | | 付託委員会 |
| | 教科書採択会議を公開することを求める請願書 | こども☆未来☆教科書@かなざわ 共同代表 [REDACTED] ほか1名 | 森 一敏 | 5.6.15 |
| | | | | 文教消防 |
| 請願趣旨 | | | | |
| 第 1 号 | <p>学校教育における教科書は、子どもたちの未来を左右するものであり、ひいては、未来の社会を形成する礎となるものである。したがって、教科書採択は、単に子どもたちだけの問題ではなく、市民全ての問題とも言える。</p> <p>文科省の教科書制度の概要（令和3年8月初等中等教育局）には、「開かれた採択の冒頭で「教科書採択に関しては、保護者をはじめ国民により開かれたものにしていくことが重要です」と記されている。</p> <p>また、2022年11月の教育委員会議における議案第25号「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」では、教育委員会議での運営上の工夫で、公開について「会議は、人事に関することや教育委員会に決定権のない案件、個人情報を含む案件等一部の非公開案件を除き、すべて公開で行う」とされている。</p> <p>現在では、全国の都道府県市町村採択地区で、既に半数以上が教科書採択会議の公開を行っている。</p> <p>金沢市教育委員会は、これまでの採択会議を非公開にし、その議事録でも、公人であるべき教育委員の発言者の氏名さえも伏せている。これでは、密室での会議と言わざるを得ない。</p> <p>なぜ、金沢市教育委員会は採択会議を非公開にするのか。</p> <p>今年は、小学校教科書が採択される。教科書採択を国民に開かれたものにしていくために、金沢市教育委員会における教科書採択の審議過程を公開することを求める。</p> | | | |
| | 請願項目 | | | |
| | 教科書採択会議を公開することを求めます。 | | | |

| 番号 | 陳情件名 | 陳情人 | 受理年月日 |
|---|--------------------|-------------------------------|----------------|
| | 陳情要旨 | | 付託委員会 |
| | 政務活動費条例の改正についての陳情書 | 市民オンブズマン石川 代表幹事 [REDACTED] | 5.5.18 議会運営 |
| 陳情趣旨 | | | |
| <p>金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（以下、「政務活動費条例」という。）は、全国市議会議長会が策定した議員用の「〇〇市（区）議会政務活動費の交付に関する条例案（例）」（以下「全国市議会案」という。）の「政務活動費を充てることができる経費の範囲」規定である「別表で定める政務活動に要する経費」の「項目」規定にはない会派共用費及び共通経費の2項目を加えて、平成24年12月定例会において議決し、金沢市が制定した。</p> <p>政務活動費条例第8条第2項別表で規定している会派共用費及び共通経費の2項目は、全国市議会案の「政務活動」規定に該当しないゆえに、全国市議会案の「項目」規定には規定されていない。</p> <p>金沢市議会は、地方自治法第96条第1項第1号規定の議会の権限として、政務活動費条例改正をするべきである。</p> <p>市民オンブズマン石川は、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てができるものとする」政務活動費条例規定における支出実態は「政務活動に要する経費」支出ではないゆえに、2020年10月7日、当時の金沢市議會議長に政務活動費条例改正要望書を提出し、その後の2021年3月定例月議会以降の各定例月議会で陳情書提出を継続しているが、金沢市議会は、いずれの陳情書も不採択としている。</p> <p>それゆえ、市民オンブズマン石川は、再度、政務活動費条例改正を求める陳情を行う。</p> | | | |
| 陳情理由 | | | |
| <p>政務調査費を政務活動費とした地方自治法改正後の平成24年11月に、「政務活動費を充てができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」政務活動費条例の制定を目的とする政務活動費検討会の場において、当時の桶川議会事務局長が報告したとおり、全国市議会議長会の検討会における「結論」は全国市議會議長会策定の全国市議会案である。</p> <p>上記2項目は、全国市議会案の「政務活動に要する経費」項目にはない項目であるゆえに、政務活動費条例が政務活動に要する経費である項目としている根拠がない。</p> | | | |
| 陳情内容 | | | |
| <p>政務活動費条例第8条第2項別表の会派共用費及び共通経費の2項目を削除する政務活動費条例改正をおこなうこと。</p> | | | |

| 番号 | 陳情件名 | 陳情人 | 受理年月日 | | |
|--|--|--------------------|---------------|--|--|
| | 陳情要旨 | | 付託委員会 | | |
| | 全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情 | [REDACTED] ほか4名 | 5.6.9 議会運営 | | |
| 陳情趣旨 | | | | | |
| <p>全国靈感商法対策弁護士連絡会（以下「全国弁連」という。）が、令和5年3月18日、「政治家の皆様へ統一教会との関係断絶を求める声明」（以下「本件声明」という。）を公表し、声明文を全国の1,788自治体に送付したと発表した。本件声明は、貴議会にも届いていると思われる。しかし、これは以下に示すように憲法違反のおそれがあるため陳情する。</p> | | | | | |
| 陳情理由の要約 | | | | | |
| 第 2 号 | 1. 本件声明には、4つの趣旨（以下「本件趣旨」という。）が掲載されているが、本件趣旨に基づく決議（以下「本件決議」という。）がなされれば、いずれも国連宣言に違反し、憲法違反となるおそれがある。 | | | | |
| | 2. 貴議会において、十分な法的根拠や事実認定根拠もなく、世界平和統一家庭連合（旧統一教会。以下「家庭連合」という。）やその信者を批判することにつながるような決議等が行われれば、地域社会において、彼らが不当な差別を受けるなど、さらなるストレスが生じるおそれがある。そのような行為は、地方自治の本旨（憲法第92条）たる住民自治に反するのみならず、住民の福祉の増進（地方自治法第1条の2）に反することで、違憲違法のおそれがあるものと言える。 | | | | |
| 3. 全国弁連の声明は、日本社会において特定宗教に対する差別及び不寛容を助長するものであり、家庭連合の信仰を持った住民に対する不安と偏見をあおり、地域社会から排除するよう政治家に働きかけるものである。国と地方自治体、地方議会においては、宗教への不寛容を防止するあらゆる措置を取るべきである。 | | | | | |
| 4. 貴議会が本件決議を行った場合には、本件決議が憲法違反となるおそれがあることはもとより、本件決議の決議者が憲法遵守義務（憲法第99条）に違反するおそれがある。 | | | | | |
| 陳情項目 | | | | | |
| 1. 憲法違反の疑いが強い、「世界平和統一家庭連合との関係断絶」などの決議を行わないようにしてください。 | | | | | |
| 2. 議会決議等により、世界平和統一家庭連合の信者やその子らが、地域社会において不当な差別を受けることのないよう、配慮してください。 | | | | | |

| 番号 | 陳情件名 | 陳情人 | 受理年月日 |
|-------------|--|--|----------------|
| | 陳情要旨 | | 付託委員会 |
| | 電気料金等の光熱水費や食材料費の高騰に対する、医療機関への財政措置の早期創設等を求める陳情書 | 石川県保険医協会 会長 [REDACTED] | 5.6.14 市民福祉 |
| 陳情趣旨 | | <p>今般の社会情勢の余波を受けた電気料金等の光熱水費、食材料費等の物価高騰に関して、医療機関経営においても多大な影響が出ていている。これに対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した医療機関への支援策が、新潟県と石川県を除く全国45都道府県で実施されている。石川県においても全県的な支援策の速やかな創設・拡充を求めるとともに、既に独自で実施・検討されている市町についても継続・拡充を求める。</p> | |
| 陳情理由 | | <p>厚生労働省は2023年3月29日の事務連絡で「医療機関等の支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における『電力・ガス食料品等価格高騰重点地方支援交付金』等の活用について」を発出し、地方自治体に対して、引き続き物価高騰における医療機関等の負担の軽減に向け、交付金の積極的な活用を呼びかけているところである。</p> <p>当会は、2022年7月14日に各自治体宛てに物価高騰に対する医療機関への支援についての要望書を送付し、その後、各市町において様々な施策が実施されているところである。しかし、当会及び全国保険医団体連合会が行った調査結果のとおり、いまだに物価高騰はとどまるところを知らず、光熱費に加えて、診療に係る医療材料、衛生材料等の諸経費の高騰が医療機関の経営に大きな打撃を与えている。</p> <p>いつでも、どこでも、誰でも安心して医療を受けられる国民皆保険制度を堅持し、石川県の医療提供体制を守るために、貴自治体におかれでは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、県内医療機関を対象にした、食材料費の値上げや光熱水費の高騰に対する支援策を早急に講じるよう陳情する。</p> | |
| 陳情項目 | | <ol style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、県内医療機関を対象にした、食材料費の値上げや光熱水費の高騰に対する支援策を講じてください。 | |